障 生 第２００５号

平成３０年２月５日

各障がい児者サービス事業所管理者　様

大阪府福祉部障がい福祉室長

防犯に係る安全の確保に関する取組状況調査の結果について(通知)

　日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　神奈川県相模原市の施設において多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件や、入所者間での殺傷事件など、昨今、入所者が事件に巻き込まれるケースが発生していることから、標記調査を実施したところですが、皆様方には御多忙の中ご協力いただき、ありがとうございました。

　調査においてご報告をいただきました取組事例について、下記のとおりとりまとめましたので、参考にしていただき、各施設等において、より一層の入所者や職員等の安全確保に努めていただきますようお願いします。

　本府におきましても、これらの事件が風化しないよう、また、各施設等において防犯に係る安全の確保についての意識を高めていただきますよう、引き続き指導・助言等を行ってまいります。

記

**１．緊急対応時の職員間の連絡体制の整備、施錠などの防犯措置の徹底等について**

**１）職員間の連絡体制等の例**

①安全対策マニュアルの整備と職員への周知、共有化

②職員会議（ミーティング）で国や府からの通知を周知

　　　　③避難経路や緊急連絡網、不審者・不審車両発見時等の連絡体制の再確認

**２）施錠などの防犯措置の例**

①出入口や電子錠の暗証番号を定期的に変更

②防犯カメラ、防犯ブザー、ライト、人感センサー等の設置

　　　　③警備会社との契約（監視システムの導入）、緊急通報装置の導入

**３）施設等における管理体制**

　　　　①夜間の門扉・出入口の制限

　　　　②夜間における巡回の強化（複数人での巡回、巡回専門の夜勤者配置等）

　　　　③来訪者のインターフォン対応徹底、受付簿で、氏名、用件、入退時刻等を確認

　　　　④出入り業者の名札着用、保護者証の配付

　　　　⑤来訪者への声かけ、あいさつの徹底

**２．警察等関係機関との日頃からの協力・連携体制の整備について**

　　　　①所管警察署と連携した防犯訓練（研修）、警察ＯＢによる防犯研修の実施

　　　　②市内の事業所連絡会で合同の防犯講習会

　　　　③所管警察署から防犯体制の確認とアドバイス

　　　　④協力医療機関に緊急時の受け入れ依頼

**３．防犯に係るその他の取組みについて**

　　　　①さすまたやリキッドランチャー(催涙スプレー)、ネットランチャー等の

防犯用品の施設内各所への設置

　　　　②不審者侵入を想定した避難訓練の実施

　　　　③防犯にかかる自己点検表による定期的な確認

　　　　④危機管理委員会の開催による職員の危機管理意識の向上

　　　　⑤職員のストレスケアとして面談の積極的な実施、産業医の活用

※上記の例は、全ての項目について必ず実施する必要があるものではありません。各施設等の実情に合わせて参考としていただき、防犯に係る安全の確保について取り組んでください。

また、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（H28.9.15付け通知）」の29項目については、各施設等が取組しやすいよう本府が自主点検表を作成してホームページに掲載していますので、各施設等の実情に合わせた自主点検表の作成、安全（防犯）対策マニュアルの作成に転用するなど、引き続きご活用ください。

【大阪府ホームページリンク先】厚生労働省通知及び自主点検表

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/bouhantorikumi.html>

大阪府 福祉部 障がい福祉室

生活基盤推進課指定・指導グループ　畑、奥浪

電話　 06-6941-0351（代表）内線6696

06-6944-6696（直通）

ＦＡＸ 06-6944-6674